

令和2年4月8日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

### 緊急事態宣言後の当健康保険組合における業務について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染については、すでに感染経路の不明な患者数が全国的に拡大しており、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして、国民に外出等の自粛を強く要請する緊急事態宣言が令和2年4月7日に発せられました。

このような状況下において、健康保険組合が行う医療機関への適時・適切な受診の確保、患者の生活基盤を確立するための労務不能時の所得補償といった対応は、加入者の皆さまの健康と生活を守っていくうえで、極めて重要です。

当健康保険組合におきましては、加入者の皆さまへの感染予防、社会全体に対する感染拡大の抑止という安全配慮のため、当面の間、健康保険組合業務について下記のとおり実施させていただきますたく存じます。

加入者の皆さまにおかれましては、年度がわりの業務ご多忙のところ、ご不便とご迷惑をおかけし、大変恐縮ではございますが、業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. ご郵送でのお手続きのお願い

ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動によってお客さまの感染リスクが高まります。出来る限り、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

#### 2. 職員の時間差勤務

職員について、感染予防の観点から、混雑時間を避けて通勤させます。  
職員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

※上記の対応により、お手続きの遅れや、お電話がつながりにくい場合があることを、予めご了承ください。

※今後の状況により、その都度、最善の対応をしてまいります。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課  
電話番号 03-3861-1851